



医政地発 0926 第 1 号
令和 7 年 9 月 26 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公印省略)

放射性医薬品を投与された患者の退出について

放射性医薬品を投与された患者の取扱いについては、これまで医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 15 の規定に基づき、また、「放射性医薬品を投与された患者の退出について」（平成 10 年 6 月 30 日付け医薬安発第 70 号厚生省医薬安全局安全対策課長通知。以下「通知」という。）により、適切な対応をお願いしてきたところです。

今般、PSMA 陽性の遠隔転移を有する去勢抵抗性前立腺癌に対する放射性医薬品として、ルテチウムビピボチドテトラキセタン(¹⁷⁷Lu)注射液が薬事承認を受けたことに伴い、ルテチウムビピボチドテトラキセタン(¹⁷⁷Lu)注射液を投与された患者が放射線治療病室等から退出するに当たっての基準が新たに必要となりました。

このため、通知の別添「放射性医薬品を投与された患者の退出に関する指針」の一部を別紙のとおり改正します。貴職におかれでは、改正の内容について御了知の上、医療機関における治療が安全に配慮して実施されるよう、関係団体及び管下医療機関に周知方お願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。